

議案第 31 号

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例  
墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成 9 年墨田区条例第 15 号）の一  
部を次のように改正する。

別表第 1 備考ただし書を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、平成 24 年 4 月分以後の保育料から適用し、同年 3 月分以前の保育料については、なお従前の例による。

（提案理由）

保育所運営費国庫負担金に係る国の基準の一部が改正され、年度の途中に保育所に入所する児童に係る年齢区分の基準日が改められたことに伴い、保育料の算定において同様の措置を講ずる必要がある。